

議案第 135 号大津市事務分掌条例の一部を改正する

条例の制定について

議案第 135 号大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の機構改革の内容についてですが、福祉部と健康保険部を再編し、こども未来部と健康福祉部とするものです。それに伴い、大津市事務分掌条例における部の分掌事務についての改正を行います。

2 ページをご覧ください。

ここでは、こども関連施策にかかる国と県の状況を記載しております。

国では、こどもまんなか社会の実現を目指して、令和 5 年 4 月 1 日にこども基本法の施行と、こども家庭庁の創設がなされました。

滋賀県においては、子ども若者施策を総合的に企画推進するため、令和 6 年 4 月 1 日に子ども若者部を設置されています。

次に 3 ページをご覧ください。

3 ページから 4 ページにかけて、本市におけるこども・子育て支援施策の推進に係る組織上の 3 つの課題について記載しています。

1 つ目に、課題発見や支援の段階で連携する体制の課題があるため、妊娠・出産、子育てまでつながりのある支援体制の構築が必要であると考えます。

2 つ目に、年齢や困りごとによって関係する部署が異なることでの課題があるため、こどもや家庭の状況に寄り添い、専門的な関わりをつないで途切れなく支援することが必要であると考えます。

4 ページをご覧ください。

3 つ目に、市民にとってわかりやすい窓口や支援体制の課題があ

るため、市民にとってわかりやすい組織が必要であると考えます。

前述の国や県の動きを踏まえ、本市においてもこれらの課題解決につなげるため、こどもを軸とした連携を深め、必要な支援を時機を逃さずに届けることができるよう、こども関係部局を再編する必要があると結論付けました。

5 ページをご覧ください。

目指す姿を、こどもをまんなかに、課題や年齢に応じて関係部署が連携し、切れ目なく支援を届けることができる組織としています。

組織再編にあたっては、下段に記載した4つの基本方針を掲げています。

6 ページをご覧ください。

新たな組織体制についてお示ししています。福祉部と健康保険部を再編し、こども未来部と健康福祉部の2部体制へ移行します。健康福祉部に保健所を配置し、仮称ではございますが、こども未来部にこども総合支援局を設置いたします。

7 ページをご覧ください。

7 ページから8 ページにかけて、前述した3つの課題への対応と、組織再編のポイントを記載しています。対応については、ピンクの箇所をこども未来部関係、緑の箇所を健康福祉部関係と整理しています。

まず、課題1の連携体制の課題に対して、妊娠から子育ての切れ目のない支援体制を構築することと、こども家庭センター機能を整備することで対応します。

課題2の年齢等によって部署が異なることでの課題に対して、こども総合支援局の設置と、学齢期へのつなぎ強化で対応します。

8 ページをご覧ください。

分かりやすい窓口や支援体制の課題に対して、手続がスムーズに行えるレイアウト・分かりやすい組織名称へ変更すること、事業所

指定業務と指導監査業務の一元化、施設の管理や整備に係る業務の一元化、人材確保対策を一体的に実施することで対応します。

9 ページをご覧ください。

組織の再編案を示しており、左側に現状の組織体制、右側に再編案を記載しています。赤字は新設する組織、青字は名称の変更を表しています。赤字の組織は現段階で仮称であり、所属名は決定しておりません。また、この再編案は大枠の内容を示したものであり、体制については今後も調整を進めるものです。

再編案の概要についてですが、現在の子ども未来局の所属は全てこども未来部へ移管します。また、やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター、東部子ども療育センターの3療育施設もこども未来部へ移管します。さらに、現在は健康保険部の母子保健課と子ども発達相談センターもこども未来部へ移管します。

こども総合支援局には、こども発達相談センターと3療育施設を束ねる、こどもの育ち支援課を新設します。また、子ども・子育て安心課の課内室としてこども家庭支援室を新設し、母子保健課と合わせてこども家庭センターと位置付けます。

10 ページをご覧ください。

こども未来部及びこども総合支援局の担当業務と所属を整理しています。こども総合支援局内に新設するこどもの育ち支援課は、発達に関するこどもの相談と地域支援を一元化し、支援体制の全体を総括します。

11 ページをご覧ください。

こども家庭センターについて記載しています。

こども家庭支援室を新設し、こども家庭センター機能を要綱にて整備予定です。室に統括支援員を配置し、国が示すこども家庭センターの機能を果たすための中心的な組織として位置付けています。こども家庭センターにおける支援の流れについては記載のとおりとなっております。

1 2 ページをご覧ください。

これまでに申し上げた組織再編に伴い、お示ししているとおり大津市事務分掌条例を改正し、令和7年4月1日に施行いたします。福祉部の事務をオレンジで、健康保険部の業務を青で表示しています。こども未来部の分掌事務に子育て支援に関することを新設します。また、健康福祉部には、健康保険部の分掌事務を基本として、福祉部の事務の一部を加えます。

1 3 ページをご覧ください。

部名称の規定がある9つの条例について、大津市事務分掌条例と併せて改正いたします。

以上、説明とさせていただきます。